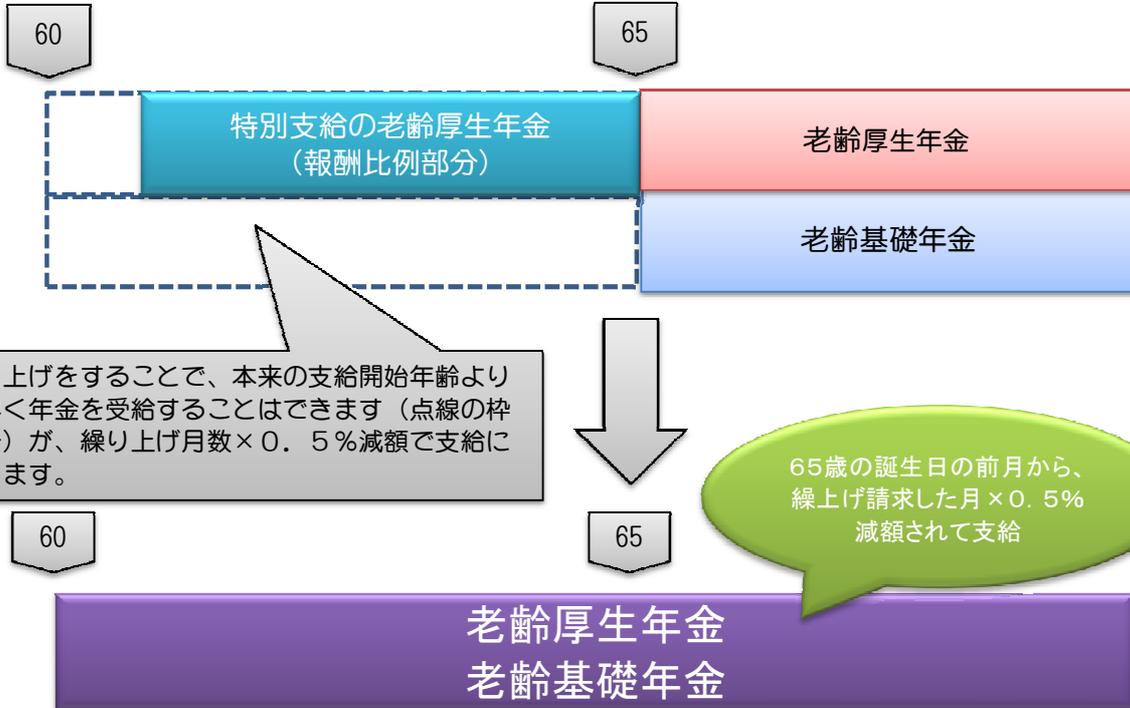


全部繰上げ請求

65歳に受給する老齢年金の全部を繰り上げて請求します。
老齢厚生年金と老齢基礎年金の全てを60歳から64歳までに繰り上げて請求することができますが、繰り上げた月数によって年金額が減額されます。



繰り上げ請求のリスク

繰り上げ請求すると

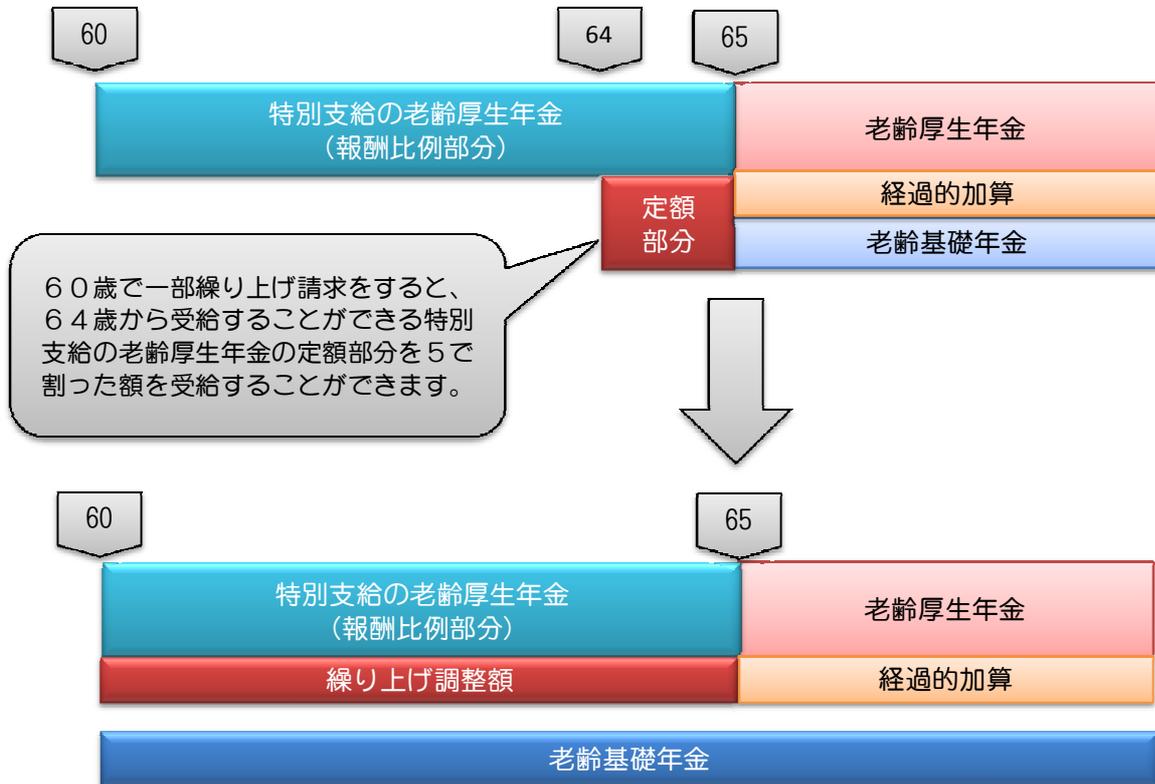
- ①一生減額された年金を受給することになります。
- ②請求をしたあとに、繰り上げ請求の取消しはできません。
- ③受給権発生後に初診日がある障害基礎年金は請求できません。
- ④65歳前に遺族年金の受給権が発生した場合は、老齢基礎年金と遺族年金のどちらかを選択する必要があります。
- ④国民年金の任意加入被保険者にはなれません。

加給年金と振替加算との関係について

加給年金や振替加算は、繰り上げ受給や繰り下げ受給によって支給額の増減や支給開始月が変わることはありません。ただし、厚生年金が全額支給停止(在職老齢年金など)になっている間は加給年金は支給停止になります。厚生年金が一部でも支給されていれば加給年金は全額支給されます。
老齢基礎年金が全額支給停止(繰り下げ請求など)になっている間は振替加算は支給停止になります。

一部繰上げ請求

定額部分と老齢基礎年金の一部を同時に繰り上げて受給します。
定額部分の支給開始年齢が61歳～64歳となる方が請求することができます。定額部分の支給開始年齢に到達するまでに請求する必要があります。



60歳で一部繰り上げ請求をすると、64歳から受給することができる特別支給の老齢厚生年金の定額部分を5で割った額を受給することができます。

繰り上げ調整額：定額部分の5分の1を1年で受給します。
経過的加算：定額部分から老齢基礎年金額を差し引いた額。
老齢基礎年金は繰り上げた月数×0.5%ずつ減額されます。